

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第八章 略」</p> <p>第八章の二 銀行代理業</p> <p>「第一節～第四節 略」</p> <p>第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十三の二）</p> <p>第八章の三 電子決済等取扱業</p> <p>第一節 通則（第三十四条の六十三の三―第三十四条の六十三の十二）</p> <p>第二節 業務（第三十四条の六十三の十三―第三十四条の六十三の六十）</p> <p>第三節 監督（第三十四条の六十三の六十一―第三十四条の六十三の六十四）</p> <p>第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第三十四条の六十三の六十五―第三十四条の六十三の六十八）</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第八章 同上」</p> <p>第八章の二 「同上」</p> <p>「第一節～第四節 同上」</p> <p>第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十四）</p> <p>第八章の三 電子決済等代行業</p>

第五節 雑則（第三十四条の六十三の六十九・第三十四条の六

十四）

第八章の四 電子決済等代行業

〔第一節〕第四節 略〕

第八章の五 〔略〕

〔第一節〕第三節 略〕

第九章 〔略〕

附則

（定義）

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「電子決済等取扱業務」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定

〔第一節〕第四節 同上〕

第八章の四 〔同上〕

〔第一節〕第三節 同上〕

第九章 〔同上〕

附則

（定義）

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等

期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三條第七項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十三條第二項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十四項、第三十四條の十九第十一項、第三十四條の十九の二第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第五項、第三十四條の二十八の三第二項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、

代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三條第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十三條第二項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十四項、第三十四條の十九第十一項、第三十四條の十九の二第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第五項、第三十四條の二十八の三第二項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、

第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三、第八章の五及び第九章において同じ。）とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

（電子決済等代行業に該当しない行為）

第一条の三の三 法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（同号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

「一〇三 略」

第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の四及び第九章において同じ。）とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

（電子決済等代行業に該当しない行為）

第一条の三の三 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

「一〇三 同上」

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第二十一条第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（電子決済等代行業に該当する方法）

第一条の三の四 法第二十一条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

（業務の代理又は媒介）

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第十七条第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（電子決済等代行業に該当する方法）

第一条の三の四 法第十七条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

（業務の代理又は媒介）

第十三条 「同上」

「一・二 同上」

二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法

律第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。  
以下同じ。) が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移  
動業をいう。以下同じ。) の代理又は媒介

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代  
理又は媒介(法第十一各号に掲げる業務に該当するものを除  
く。)

【イ・ロ 略】

【三の二〇七 略】

(デリバティブ取引)

第十三条の二の二 法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定す  
る内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規  
定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とす  
る。

一 【略】

二 暗号等資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に  
規定する暗号等資産をいう。以下同じ。) 又は暗号等資産関連  
金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する  
暗号等資産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号に  
おいて同じ。)に係る取引

律第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。  
第十七条の三第二項第一号の四において同じ。) が営む資金移  
動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号に  
おいて同じ。) の代理又は媒介

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代  
理又は媒介(法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。  
)

【イ・ロ 同上】

【三の二〇七 同上】

(デリバティブ取引)

第十三条の二の二 【同上】

一 【同上】

二 暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規  
定する暗号資産をいう。以下同じ。) 又は暗号資産関連金融指  
標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資  
産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号において同  
じ。)に係る取引

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

〔イ〕リ 略〕

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定銀行業務紛争解決機関（法第十二条の三第一項第一号に規定する指定銀行業務紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合 当該銀行が同号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル 〔略〕

〔五〕六 略〕

〔二〕四 略〕

5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕リ 同上〕

又 〔同上〕

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル 〔同上〕

〔五〕六 同上〕

〔二〕四 同上〕

5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所

属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十  
七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子  
決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供  
に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第六項に規定  
する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業  
務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）  
を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法に  
より情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該  
預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行う  
ことを要しない。

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 「略」

2 「略」

3 特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」と  
いう。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十  
五条第七項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行  
う場合は、この限りでない。

「一・二 略」

「4・5 略」

（暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置

属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サー  
ビスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第  
六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預  
金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以  
下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲  
げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわ  
らず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の  
提供を行うことを要しない。

（特定取引勘定）

第十三条の六の三 「同上」

2 「同上」

3 特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」と  
いう。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十  
五条第六項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行  
う場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

「4・5 同上」

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第十三条の六の九 銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第一項及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に同じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、暗号等資産に該当するものを除く。次条第二項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に同じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産及び電子決済手段の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十三条の六の十 銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保

第十三条の六の九 銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に同じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十三条の六の十 銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

「項を加える。」

有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措

置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 銀行業務関連苦情(銀行業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇四 略〕

五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第五十条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号並びに第三十四条の六十三の二十八第一項第四号及び第二項第四号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 銀行業務関連苦情(法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇四 同上〕

五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第五十条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 〔同上〕

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第二項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇五 略〕

3  
〔略〕

（銀行の特定関係者）

第十四条の七 〔略〕

2〇4 〔略〕

5 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。第三十条の六十三の二十四第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第二項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇五 同上〕

3  
〔同上〕

（銀行の特定関係者）

第十四条の七 〔同上〕

2〇4 〔同上〕

5 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

に該当しないものと推定する。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の十一の八 「同上」

一 「同上」

イ 銀行(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において

「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロクニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項

「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロクニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項

を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

四 【略】

3 【略】

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 【略】

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 【略】

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規

を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 【同上】

3 【同上】

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 【同上】

一 【同上】

二 【同上】

イ 【同上】

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十四条の二の十四第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）

定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〇へ 略〕

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 〔略〕

、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

〔二〇へ 同上〕

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三十四条の二の第十四号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号トにおいて同じ。）に係る権利

〔号の細分を加える。〕

三 〔同上〕

(広告類似行為)

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一〇三 略〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

(広告類似行為)

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一〇三 同上〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第十四条の十一の二十一 「同上」

- 一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号及び第三十四条の五十三の六第一項第一号において同じ。）の放送設備

【二・三 略】

2  
【略】

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

【一〜三 略】

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五  
【略】

備により放送をさせる方法

【二・三 同上】

2  
【同上】

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 【同上】

【一〜三 同上】

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五  
【同上】

〔2〕5 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕十六 略〕

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい  
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者  
保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認  
定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認  
定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号  
及び第三十四条の六十三の五十五第十七号において同じ。）の  
有無（対象事業者となつていない場合にあつては、その名称）  
十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに  
定める事項

イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法  
第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結  
する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定  
銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の  
法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争

〔2〕5 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 〔同上〕

〔一〕十六 同上〕

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一  
第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい  
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者  
保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認  
定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認  
定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号  
において同じ。）の有無（対象事業者となつていない場合にあつ  
ては、その名称）  
十八 〔同上〕

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条  
の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置  
を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決  
機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二  
条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置

解決措置の内容

十九 「略」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

「二〇四 略」

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

の内容

十九 「同上」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十九 「同上」

「一〇三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

「二〇四 同上」

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品

第十四条の十一の三十 「同上」

二 取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

一 「同上」

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

「イ〜ハ 同上」

「三・四 略」

「三・四 同上」

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項、第三十四条の二の三十第二項及び第三十四条の五十三の十七第二項において同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

一 「同上」

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第三十四条の二の

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第三十四条の二の

三十第二項第二号、第三十四条の五十三の十七第二項第二号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の第三十第二項第三号、第三十四条の五十三の十七第二項第三号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第三号において同じ。）を示すものとして使用する呼称

〔四・五 略〕

（臨時休業の届出等）

第十七条 「略」

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

七 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 略〕

三十第二項第二号及び第三十四条の五十三の十七第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の第三十第二項第三号及び第三十四条の五十三の十七第二項第三号において同じ。）を示すものとして使用する呼称

〔四・五 同上〕

（臨時休業の届出等）

第十七条 「同上」

2 「同上」

〔一〇六 同上〕

七 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該銀行が証券専門会社等(法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。)、同項第四号に規定する証券仲介専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。))又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。))を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等(保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。))又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。))を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等(法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行(以下「信託兼営銀行」という。))又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号及び第三十四条の六十三の二十六第二号にお

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「同上」

一 「同上」

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該銀行が証券専門会社等(法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。))、同項第四号に規定する証券仲介専門会社(第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。))又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。))を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等(保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。))又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。))を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等(法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行(以下「信託兼営銀行」という。))又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号において同じ。))を営む外国の会社をいう。以

て同じ。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。)にあつては次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等(暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプシオン(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプシオンをいう。))の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判

下同じ。)を子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。)にあつては次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 「同上」

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプシオン(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプシオンをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。

断をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為(同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4〇16 略〕

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 〔略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業

次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為(同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4〇16 同上〕

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業

務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「一の三・一の四 略」

一の五 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七 「略」

「二〇三の五 略」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「五〇十三 略」

十四 投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「一の三・一の四 同上」

「号を加える。」

一の五・一の六 「同上」

「二〇三の五 同上」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

「五〇十三 同上」

十四 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

「十四の二」三十九 略

「3」6 略

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

「一・二 略」

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13から19)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

「(1)」(14) 略

(15) 信託勘定有価証券残高(18)に掲げる事項を除く。)

(16) 信託勘定電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第五号へ(4)において同じ。)(残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規

「十四の二」三十九 同上

「3」6 同上

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13から18)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

「(1)」(14) 同上

(15) 信託勘定有価証券残高(17)に掲げる事項を除く。)

「加える。」

定する履行保証電子決済手段をいう。) 残高

- (17) 信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第五号へ(5)において同じ。)
- 〔残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。) 残高

(18)・(19) 〔略〕

ハ 〔略〕

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

〔イ〜ハ 略〕

ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

〔イ〜ホ 略〕

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (16) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。) 残高

(17)・(18) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

四 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 〔同上〕

〔イ〜ホ 同上〕

へ 〔同上〕

〔1〕～〔3〕 略〕

〔4〕 電子決済手段

〔5〕 略〕

〔ト～ル 略〕

〔六・七 略〕

〔2〕～〔5〕 略〕

（預金者等に対する情報の提供）

第三十条の二 外国銀行支店は、預金等の受入れ（特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

〔一〕～〔三〕 略〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八 第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項）において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔1〕～〔3〕 同上〕

〔加える。〕

〔4〕 同上〕

〔ト～ル 同上〕

〔六・七 同上〕

〔2〕～〔5〕 同上〕

（預金者等に対する情報の提供）

第三十条の二 外国銀行支店は、預金等の受入れ（法第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

〔一〕～〔三〕 同上〕

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八 〔同上〕

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 「同上」

イ 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 略」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三において準用する令第四条の三）に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の二の九 令第十四条の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十四条の四において準用する令第四条の四第一項の規定より示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

「一・二 同上」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び令第十四条の四第一項の規定より示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第十四条の十一の十四第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十四条の二の十四 「同上」

一 「同上」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

三 「略」

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「略」

(銀行代理業の業務の内容及び方法)

、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 「同上」

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「同上」

(銀行代理業の業務の内容及び方法)

第三十四条の三十三 「略」

2 前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

「一・二 略」

三 兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下この節及び次節において同じ。）を営む場合銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇七 略」

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十四の四第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十

第三十四条の三十三 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を営む場合 銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四 「同上」

「一〇七 同上」

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十四の四第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

四の四第一号へにおいて同じ。)の内容を記載した書面  
〔九〇十四 略〕

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)〇(4) 略〕

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用す

〔九〇十四 同上〕

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔(1)〇(4) 同上〕

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用す

る法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 略〕

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項、農協組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消

る法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 同上〕

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の四第一項、農協組合法第九十二条の四第一項、農協組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され

された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービス（第三号及び第四号を除く。）の提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(4) 略

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 略

チ 「略」

〔五〕七 略

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十

た場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕(4) 同上

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 同上

チ 「同上」

〔五〕七 同上

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十

四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内

四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第三十四条の五十三の十二 〔同上〕

閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合同じ。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 銀行代理業者(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同

「一〇七 同上」

十八 「同上」

- イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 「同上」

- 一 「同上」
  - イ 銀行代理業者(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同

法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了す

法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了す

る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

四 【略】

3 【略】

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三において準用する令第四条の三第一項の規定より示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

【一・二 略】

（銀行代理業者の原簿の記載事項）

第三十四条の六十三の二 【略】

第八章の三 電子決済等取扱業

る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 【同上】

3 【同上】

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三第一項の規定より示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

【一・二 同上】

（銀行代理業者の原簿の記載事項）

第三十四条の六十四 【同上】

【章を加える。】

## 第一節 通則

(電子決済等取扱業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十三の三 法第五十二条の六十の四第一項第七号に

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所(外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における営業所に限る。)の所在地及び連絡先

二 主要株主(総株主の議決権(株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。)の氏名、商号又は名称

三 加入する認定電子決済等取扱事業者協会の名称

四 電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等(銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。以下この章及び第三十五条第五項において同じ。)が登録申請者である場合には、登録申請書(法

第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

(登録申請書のその他の添付書類)

第三十四条の六十三の四 法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十の三の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第三十四条の六十三の十九第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

二 役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

三 役員の前名及び旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前名及び旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 役員が法第五十二条の六十の六第一項第九号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五 株主の名簿

六 外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、法に相当す

---

る外国の法令の規定により当該外国において法第五十二条の六の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する行為を営む者であることを証する書面

七 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面

八 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

九 事業開始後三事業年度における電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面

十 電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十一 電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書

十二 電子決済等取扱業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第三十四条の六十三の二十二において同じ。）

十三 電子決済等取扱業の顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十四 委託銀行との間の電子決済等取扱業に係る業務の委託契約

---

書の案

十五 電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案

十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（法第五十二条の六十の十五第一項第一号に規定する指定電子決済等取扱業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第三十四条の六十三の十三第二項第九号において同じ。）が存在する場合 法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合  
法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

（電子決済等取扱業者登録簿の縦覧）

第三十四条の六十三の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等取扱業者に係る電子決済等取扱業者登録簿を当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財

務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第三十四条の六十三の六 法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 資本金の額が千万円以上であること。

二 純資産額(第三十四条の六十三の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。)が負の値でないこと。

(心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の六十三の七 法第五十二条の六十の六第一項第九号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(あらかじめ届け出ることを要しない場合等)

第三十四条の六十三の八 法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託銀行から法第二条第十七項第一号の委託を受けることをやめようとする場合

二 電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、電子決済等取扱業

の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

2 法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地に復した場合

三 第三十四条の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

4 法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

（電子決済等取扱業に関する特例）

第三十四条の六十三の九 法第五十二条の六十の八第二項の規定により適用する法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府

令で定める場合は、第三十四条の六十四の七第一項の規定にかかわらず、前条第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

(電子決済等代行業を営む場合の届出)

第三十四条の六十三の十 法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（法第五十二条の六十の八第三項の規定より届出を行う電子決済等取扱業者（次項及び次条において「届出者」という。）が外国法人である場合にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 加入する認定電子決済等代行業者協会の名称

三 電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

2 前項第一号に掲げる事項は、銀行等が届出者である場合には、記載することを要しない。

(電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類)

第三十四条の六十三の十一 法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一 法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出の日（以下

この条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

二 届出者が会計監査人設置会社である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 法第五十二条の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号の二に定めるものとする。

2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 加入している認定電子決済等取扱事業者協会の名称（認定電子決済等取扱事業者協会に加入していない場合にあつては、その旨）

第二節 業務

(顧客に対する説明)

第三十四条の六十三の十三 法第五十二条の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引について委託銀行が顧客に対し法第五十二条の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2 法第五十二条の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引の内容

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 顧客との間で継続的に法第二条第十七項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての委託銀行からの権限の付与がある旨

---

六 顧客が委託銀行に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続

七 第三十四条の六十三の二十六第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託銀行に交付するために要する時間

八 電子決済等取扱業に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在する場合 当該電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合 当該電子決済等取扱業者の法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 その他当該電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に関し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供

---

第三十四条の六十三の十四 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の顧客との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等取扱業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。

(電子決済等取扱業に係る情報の安全管理措置)

第三十四条の六十三の十五 電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第三十四条の六十三の十六 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第三十四条の六十三の十七 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報(個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当する

---

ものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。

(特別の非公開情報の取扱い)

第三十四条の六十三の十八 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業者の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(顧客情報の使用に係る同意等)

第三十四条の六十三の十九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業者において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(電子決済等取扱業及び電子決済等取

---

扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この節において同じ。  
。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならぬ。

2 電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報という。次項において同じ。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく電子決済等取扱業に利用されないことを確保するための措置を講じなければならぬ。

3 電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならぬ。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第三十四条の六十三の二十 電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
  - 二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に
-

---

応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 委託先が行う電子決済等取扱業の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済等取扱業の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(その他電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するための措置等)

第三十四条の六十三の二十一 電子決済等取扱業者は、その営む電子決済等取扱業に関し、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

---

- 
- 二 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に係る取引について、捜査機関等から当該電子決済等取扱業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済等取扱業に係る取引の停止等を行う措置
  - 三 電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置
  - 四 電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して電子決済等取扱業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置
  - 五 電子決済等取扱業者が、法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措置
  - 六 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に関し、電子決済等取扱業の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置
  - イ 電子決済等取扱業者の商号及び登録番号
-

ロ 当該顧客から受領した金銭の額

ハ 受領年月日

七 電子決済等取扱業者が、電子決済等取扱業の顧客との間で法  
第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反  
復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対  
し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の  
映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記  
録を明らかにする措置

2 前項の規定によるもののほか、電子決済等取扱業者は、当該電  
子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定電子決済等  
取扱事業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は電子決済等  
取扱業の適正かつ確実な遂行に関するもの）に限り、認定電子決済  
等取扱事業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内  
容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、又  
は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれ  
があるものをするものを防止するために必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

（電子決済等取扱業に係る社内規則等）

第三十四条の六十三の二十二 電子決済等取扱業者は、その営む電  
子決済等取扱業の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業の顧客  
の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確  
保するための措置（当該電子決済等取扱業者が講ずる法第五十二

条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者)

第三十四条の六十三の二十三 令第十六条の八の二第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社(第三十四条の六十三の二十六第二号において「信託会社等」という。)
- 三 資金移動業者

(電子決済等取扱業者の密接関係者)

第三十四条の六十三の二十四 令第十六条の八の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等(同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。)を支配していないことが明らかであると認め

---

られるときは、この限りでない。

一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イ、第三十四条の六十三の六十五第四号及び第五号並びに第三十四条の六十四の二十三第四号及び第五号において同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるもの

---

---

が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行つていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

---

---

2 令第十六条の八の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等
  - 二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
  - イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取
-

締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、

---

当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

（議決権の保有の判定）

第三十四条の六十三の二十五 令第十六条の八の二第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式等に係る議決権を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 金融商品取引法施行令第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十六条の八の二第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権を含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金

---

融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（金銭等の預託の禁止から除かれる場合）

第三十四条の六十三の二十六 法第五十二条の六十の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行等が業として行う場合
- 二 信託会社等が信託業として行う場合
- 三 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- 四 電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委

託銀行に交付する場合

(委託銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十三の二十七 法第五十二条の六十の十四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子決済等取扱業務に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項

二 委託銀行が預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該電子決済等取扱業者が当該委託銀行の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

(電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十四条の六十三の二十八 法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 電子決済等取扱業務関連苦情（電子決済等取扱業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

四 電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により電子決済等

---

取扱業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

四 電子決済等取扱業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、電子決済等取扱業者は、第十三条の八第三項各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図つてはならない。

（契約の種類）

第三十四条の六十三の二十九 法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下この章において「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十四条の六十三の三十 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に

---

規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の六十三の三十三において同じ。)に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済等取扱業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条にお

---

いて同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下こ

---

---

の条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は変更することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第十六条の八の三

---

---

において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

---

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の六十三の三十二 令第十六条の八の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十六条の八の四において準用する令第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の六十三の三十四第一項各号に掲げる方法のうち電子決済等取扱業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の六十三の三十三 準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合

---

を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の六十三の三十四 準用金融商品取引法第三十四条の第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に

規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使

用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

---

ロ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の六十三の三十五 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の六十三の三十六 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の三十八において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

- 第三十四条の六十三の三十七 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。
- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)  
当該期間から一月を控除した期間
  - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合  
一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十四条の六十三の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の三十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる業者等）

第三十四条の六十三の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組

合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の六十三の四十 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融

---

商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十四条の六十三の四十二第二項第三号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の六十三の四十二において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第十四条の十一の十四第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

三 申出者が最初に当該電子決済等取扱業者の行う電子決済等関連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の六十三の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

---

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の六十三の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の四十四において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第三十四条の六十三の四十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

---

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第三十四条の六十三の四十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(広告類似行為)

第三十四条の六十三の四十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
  - 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金
-

---

等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする電子決済等取扱業者の商号又はその通称

ハ 令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この章において「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第三十四条の六十三の五十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第三十四条の六十三の五十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

---

---

(特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容についての広告等の表示方法)

第三十四条の六十三の四十六 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項及び第三十四条の六十三の四十九第一項第二号において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告等をするときは、令第十六条の八の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるらない大きさで表示するものとする。

3 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の六十三の四十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるらない大きさで表示するものとする。

---

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の六十三の四十七 令第十六条の八の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十四条の六十三の四十八 令第十六条の八の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回るにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実
- 三 当該電子決済等取扱業者が認定電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該認定電子決済等取扱事業者協会の名称

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の六十三の四十九 令第十六条の八の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二 電子決済等取扱業者又は当該電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十六条の八の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の六十三の四十五第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十四条の六十三の五十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 
- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
  - 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
  - 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
  - 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
  - 五 電子決済等取扱業者の資力又は信用に関する事項
  - 六 電子決済等取扱業者の電子決済手段等取引業の実績に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十四条の六十三の五十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十五第
-

十一号に掲げる事項

二 第三十四条の六十三の五十五第十二号に掲げる事項

3 電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の六十三の五十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第三十四条の六十三の五十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の六十三の五十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の六十三の五十五第一号、第十一号、第十七号及び第

十八号に掲げる事項を、第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の六十三の五十九までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第三十四条の六十三の五十九第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引

---

法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の六十三の三十一第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

---

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日まで）の間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の六十三の三十一第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づき顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の六十三の五十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。た

だし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の六十三の五十五 準用金融商品取引法第三十七条の三  
第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつ

ては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十二 当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細

イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

- 
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項
- 十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法
- 十七 当該特定預金等契約に係る委託銀行が対象事業者となつて  
いる認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合  
にあつては、その名称）
- 十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに  
定める事項
- イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該特定預金  
等契約に係る委託銀行が法第十二条の三第一項第一号に定め  
る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基  
本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は  
名称
- ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該特定預  
金等契約に係る委託銀行の法第十二条の三第一項第二号に定  
める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 十九 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる  
事項
- 

（契約締結時交付書面の記載事項）

第三十四条の六十三の五十六 特定預金等契約が成立したときに作

---

成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定預金等契約に係る委託銀行の商号
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法
- （契約締結時交付書面の交付を要しない場合）
- 第三十四条の六十三の五十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合に  
あつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定

による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録その他の事項）

第三十四条の六十三の五十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるも

のを含む。)であるときは、役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の六十三の五十九 準用金融商品取引法第三十八条第九

---

号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

二 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約

---

させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。

）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

第三十四条の六十三の六十 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

### 第三節 監督

（電子決済等取扱業に関する帳簿書類）

第三十四条の六十三の六十一 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の十八の規定により、電子決済等取扱業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（電子決済等関連預金媒介業務を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を委託銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から十年間
- 二 法第二条第十七項第一号に掲げる行為に係る取引記録 作成

---

の日から十年間

三 電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面 当該電子決済等関連預金媒介業務を行った日から十年間

四 電子決済等取扱業の顧客との間で電子決済等取扱業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳 作成の日から五年間

2 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもつて作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

(顧客勘定元帳)

第三十四条の六十三の六十二 前条第一項第四号の顧客勘定元帳は、電子決済等取扱業の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 顧客の有する預金債権の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高

(電子決済等取扱業に関する報告書の様式等)

---

第三十四条の六十三の六十三 法第五十二条の六十の十九第一項の報告書は、別紙様式第十九号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十九号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の二の規定により当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該財務局長）の承認を受けて、その提出を延期することができる。

3 電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれ

らに代わる書面とする。

(公告の方法)

第三十四条の六十三の六十四 法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会

(認定の申請書の添付書類)

第三十四条の六十三の六十五 令第十六条の八の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務（法第五十二条の六十の二十五に規定する認定業務をいう。次号及び第三十四条の六十三の六十八第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五 役員の前号及び名を当該役員の前号に併せて令第十六条の八の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び

---

名を証する書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(会員名簿の縦覧)

第三十四条の六十三の六十六 認定電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第三十四条の六十三の六十七 法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十の三の登録を受けないで電子決済等取扱業を営んでいる者を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等取扱業務に関する情報

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う前に、委託銀行との間で、法第五十二条の六十の十四に規定する契約を締結せずに電子決済等取扱業を営んでいる電子決済等取扱業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他顧客の利益を保護するために認定電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

---

---

(認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供)

第三十四条の六十三の六十八 法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法の解釈に関する情報
- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
- 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
- 四 電子決済等取扱業者の業務又は電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
- 五 電子決済等取扱業者の業務及び電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
- 六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

#### 第五節 雑則

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
  - 二 登録年月日及び登録番号
-

- 
- 三 届出事由
  - 四 法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日
  - 五 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由
  - 六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先
  - 2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。
  - 3 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。
  - 4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。
  - 5 電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。
-

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合)

第三十四条の六十四 法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部を他の電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

#### 第八章の四 「略」

(電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十四の二 法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。)が法第二十一条第一号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。)を行う場合に限る。

#### 「一」四 略」

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう

#### 第八章の三 「同上」

(電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十四の二 法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。)が法第十七条第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。

#### 「一」四 同上」

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう

。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第六項において同じ。  
（登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三 法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子決済等代行業に係る行為のうち、法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔二・三 略〕

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〔略〕

二 電子決済等代行業の業務（法第二条第二十一項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務的  
的確な遂行のための体制

三 〔略〕

。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第五項において同じ。  
（登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三 法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子決済等代行業に係る行為のうち、法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔二・三 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 電子決済等代行業の業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務的  
的確な遂行のための体制

三 〔同上〕

(登録申請書のその他の添付書類)

第三十四条の六十四の四 法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十一の二の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

「イ」ホ 略

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二 「略」

(電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第三十四条の六十四の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。

第三十七条第九項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録申請書のその他の添付書類)

第三十四条の六十四の四 「同上」

一 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 「同上」

(電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第三十四条の六十四の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。

第三十七条第八項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 「略」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者(法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービス)の提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。  
( )は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第二条第二十一項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。))を行うこととなつた場合に限る。( )を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(利用者に対する説明)

第三十四条の六十四の九 法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二条第二十一項各号に掲げる行為(第一条の

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 「同上」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者(金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。( )は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。))を行うこととなつた場合に限る。( )を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(利用者に対する説明)

第三十四条の六十四の九 法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三

三の三に定める行為を除く。)を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 電子決済等代行業者は、法第二十一条各号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。)を受けて、法第二十一条各号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。)を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 前項の電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、法第二十一条第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者

二 法第二十一条第二号に規定する預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定する情

の三に掲げる行為を除く。)を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 電子決済等代行業者は、法第十七条各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。)を受けて、法第十七条各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 「同上」

一 預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、法第十七条第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者

二 法第十七条第二号に規定する預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定する情報

報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第二十一条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「略」

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十 電子決済等代行業者は、電子決済等代

を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 法第二十一条第十七号第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「同上」

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十 電子決済等代行業者は、電子決済等代

業の利用者との間で法第二十一条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二十一条第二十一項各号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第三十四条の六十四の十一 電子決済等代行業者は、法第二十一条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行った預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならぬ。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

業の利用者との間で法第二十一条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二十一条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第三十四条の六十四の十一 電子決済等代行業者は、法第二十一条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行った預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならぬ。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

。。  
(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十四の十五 電子決済等代行業者は、その業務(法  
第二十一条第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子  
決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱  
い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合には、  
当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するた  
めの措置を講じなければならない。

(銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十四の十六 法第五十二条の六十一の十第二項第三  
号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者  
が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二十一条  
各号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。)を行  
う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務(当該電  
子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に關し  
て当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報  
の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が  
行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないと  
きに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十四の十五 電子決済等代行業者は、その業務(法  
第二十一条第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決  
済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い  
及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合には、  
当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するた  
めの措置を講じなければならない。

(銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十四の十六 法第五十二条の六十一の十第二項第三  
号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者  
が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二十一条各  
号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行  
う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務(当該電  
子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に關し  
て当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報  
の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が  
行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないと  
きに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第三十四条の六十四の二十五 法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けずに電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せずに電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「略」

#### 第八章の五 「略」

（割合の算定）

第三十四条の六十五の二 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及

第三十四条の六十四の二十五 「同上」

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けずに電子決済等代行業を営んでいる者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せずに電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「同上」

#### 第八章の四 「同上」

（割合の算定）

第三十四条の六十五の二 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及

び第三十四条の七十七第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた銀行業関係業者(法第二条第三十二項に規定する銀行業関係業者をいい、当該申請により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種類に係るものに限る。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。)に金融庁長官により公表されている銀行業関係業者(次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行業関係業者」という。)の数の数で除して行うものとする。

(銀行業関係業者に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行業関係業者に対し、

び第三十四条の七十七第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。)に金融庁長官により公表されている銀行(次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行」という。)の数の数で除して行うものとする。

(銀行に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の

業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 〔略〕

2 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 〔略〕

二 全ての銀行業関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての銀行業関係業者の意見書の提出の有無

内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 全ての銀行の説明会への出席の有無

三 全ての銀行の意見書の提出の有無

〔四・五 略〕

3 前項の書類には、銀行業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 〔略〕

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 〔略〕

2 法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての銀行業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 銀行業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

〔イ・ロ 略〕

3 〔略〕

(手続実施基本契約の内容)

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である

〔四・五 同上〕

3 前項の書類には、銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 〔同上〕

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 〔同上〕

2 〔同上〕

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

〔イ・ロ 同上〕

3 〔同上〕

(手続実施基本契約の内容)

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である

加入銀行業関係業者（法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行業関係業者をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十四条の七十三 法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入銀行業関係業者の顧客が銀行業務等関連苦情（法第二条第二十八項に規定する銀行業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行の商号

〔三・四 略〕

2 「略」

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四 法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係

加入銀行（法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十四条の七十三 「同上」

一 加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行の商号

〔三・四 同上〕

2 「同上」

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四 「同上」

を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

〔一〕三 略〕

四 当該申立てに係る銀行業務等関連紛争（法第二条第二十九項に規定する銀行業務等関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔略〕

2 〔略〕

3 法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一・二 略〕

三 銀行業務等関連苦情を処理する業務又は銀行業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 〔略〕

（銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行関係業者の顧客に対する説明）

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定め

〔一〕三 同上〕

四 当該申立てに係る銀行業務関連紛争（法第二条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 銀行業務関連苦情を処理する業務又は銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 〔同上〕

（銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客に対する説明）

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 〔同上〕

る事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務等関連紛争の当事者に通知すること。

四 銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第三十四条の七十七 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務等関連紛争の当事者に通知すること。

四 銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第三十四条の七十七 「同上」

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契

約を締結し、又は終了した年月日及び銀行業関係業者の商号

二 「略」

三 次項第七号に掲げる場合 銀行業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないの見込まれる理由及び当該銀行業関係業者の商号

四 「略」

2 法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

「一〇六 略」

七 銀行業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 「略」

九 加入銀行業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき。

3 「略」

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六の三 略」

六の四 電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

約を締結し、又は終了した年月日及び銀行の商号

二 「同上」

三 次項第七号に掲げる場合 銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないの見込まれる理由及び当該銀行の商号

四 「同上」

2 「同上」

「一〇六 同上」

七 銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 「同上」

九 加入銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき。

3 「同上」

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇六の三 同上」

「号を加える。」

六の五〇六の七 「略」

〔七〇二十七 略〕

二十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第七項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

〔二十九〇三十七 略〕

三十八 銀行、その子会社又は業務の委託先（第九項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

〔三十九〇四十三 略〕

〔二〇四 略〕

5 法第五十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等取扱業者が法第二条第十七項各号に掲げる行為を行つているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第五十二条の六十の十四に規定する契約の内容を変更した場合

三 第三十四条の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

六の四〇六の六 「同上」

〔七〇二十七 同上〕

二十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第六項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

〔二十九〇三十七 同上〕

三十八 銀行、その子会社又は業務の委託先（第八項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

〔三十九〇四十三 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

四 電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

6 法第五十三条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行つていないときに限る。

〔一〇三 略〕

7 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇六 略〕

8 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

〔一〇三 略〕

四 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等取扱業を開始したとき又は第五項第四号に該当するときの届出を除く。）

五 法第五十三条第六項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

5 法第五十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行つていないときに限る。

〔一〇三 同上〕

6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇六 同上〕

7 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

〔号を加える。〕

四 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

9|| 第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくは電子決済等取扱業者若しくはそれらの役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「略」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「略」

五 その他銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

10|| 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十

8|| 第一項第三十八号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「同上」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「同上」

五 その他銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

9|| 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十

日以内に行わなければならない。

一 第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に該当する  
場合 不祥事件の発生を銀行、銀行代理業者又は電子決済等  
取扱業者が知つた日

二 「略」

11 13 「略」

(經由官庁)

第三十七条 「略」

2 7 「略」

8 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第一項の規定  
による申請書、電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令  
に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合に  
おいて、当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済  
等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を  
管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経  
由して提出しなければならない。

9 10 「略」

(外国電子決済等取扱業者に係る特例)

第三十八条の三 外国電子決済等取扱業者（電子決済等取扱業を営  
もうとする外国の法人又は電子決済等取扱業を営む外国の法人の  
設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、

日以内に行わなければならない。

一 第一項第三十八号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事  
件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日

二 「同上」

10 12 「同上」

(經由官庁)

第三十七条 「同上」

2 7 「同上」

「項を加える。」

8 9 「同上」

「条を加える。」

当該外国電子決済等取扱業者が法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができるものがあるときは、英語で記載することができる。

2 外国電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の四 法（第七章の六及び第五十三条第六項に限る。）

又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の三 法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）

又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情

により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。  
 「2・3 略」

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
〔略〕	<p>「一〇四 略」</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高</p> <p>〔六〇十二 略〕</p> <p>十三 電子決済手段の種類別の残高</p> <p>十四 〔略〕</p>

別表第三の二（第三十四条の六十三の八第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
委託銀行の変更	<p>一 新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合</p> <p>イ 当該委託銀行の商号</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案</p>

により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。  
 「2・3 同上」

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
〔同上〕	<p>「一〇四 同上」</p> <p>五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高</p> <p>〔六〇十二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十三 〔同上〕</p>

「表を加える。」

電子決済等取扱業	
一 変更の内容	<p>ロ 当該委託を受けて電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地</p> <p>ハ 当該営業所で営む電子決済等取扱業の業務の内容</p> <p>ニ 当該委託を受ける業務を開始する年月日</p> <p>二 委託銀行が商号を変更する場合</p> <p>イ 変更後の商号</p> <p>ロ 変更前の商号</p> <p>ハ 変更年月日</p>
一 理由書	

別表第三の三（第三十四条の六十三の八第四項関係）		
届出事項 商号及び住所の変更	記載事項 一 変更後の商号及び住所 二 変更前の商号及び住所 三 変更年月日	添付書類 変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
資本金の額の変更  一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本	二 変更年月日	二 変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表
の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更に限る。）		

「表を加える。」

営業所の廃止	営業所の所在地の変更	営業所の設置	電子決済等取扱業を営む営業所（以下この表において「営業所」という。）の名称の変更	
一 廃止した営業所の名称及び所	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 設置した営業所の名称 二 所在地 三 設置した営業所で営む電子決済等取扱業に係る業務の内容 四 営業開始年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	金の額 二 変更年月日



あるときは、  
当該役員の登  
記事項証明書  
又はこれに  
代わる書面  
ハ 旧氏及び名  
を、氏名に併  
せて第三十四  
条の六十三の  
八第二項の届  
出書に記載し  
た場合におい  
て、口に掲げ  
る書面が当該  
旧氏及び名を  
証するもので  
ないときは、  
当該旧氏及び  
名を証する書  
面  
ニ 法第五十二  
条の六十の六  
第一項第九号

<p>電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更を除く。）</p>	<p>委託銀行からの委託の廃止</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>一 委託銀行の商号 二 当該委託銀行のために電子決済等取扱業の業務を行っていた営業所の名称及び所在地 三 業務を廃止した年月日</p>	
<p>一 理由書 二 変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>一 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 二 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	<p>イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p>

<p>主要株主（第三十 四条の六十三の三 第一項第二号に規 定する主要株主を いう。以下この表 において同じ。）</p>	<p>顧客からの苦情又 は相談に应ずる営 業所の所在地又は 連絡先の変更</p>	
<p>二 変更後の主要 株主の氏名、商 号又は名称</p>	<p>一 変更前の顧客 からの苦情又は 相談に应ずる営 業所の所在地又 は連絡先 二 変更後の顧客 からの苦情又は 相談に应ずる営 業所の所在地又 は連絡先 三 変更年月日</p>	
<p>株主の名簿</p>		<p>三 電子決済等取 扱業の業務の内 容及び方法を記 載した書面の変 更箇所の新旧対 照表</p>

委託に係る業務の内容又は委託先の変更	認定電子決済等取扱事業者協会からの脱退	認定電子決済等取扱事業者協会への加入	の氏名、商号又は名称の変更
一 変更の内容 二 変更年月日	一 脱退した認定電子決済等取扱事業者協会の名称 二 脱退年月日	一 加入した認定電子決済等取扱事業者協会の名称 二 加入年月日	三 変更年月日
	認定電子決済等取扱事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面	認定電子決済等取扱事業者協会に加入した事実を確認することができる書面	

別紙様式第 19 号の 2 (第 34 条の 63 の 12 第 1 項関係)

← 29.7cm 以上 →
電 子 決 済 等 取 扱 業 者 登 録 票
電 子 決 済 等 取 扱 業
登録番号 金 融 庁 長 官 ( ) 第 号
(財務 (支) 局長)
(電子決済等取扱業者の商号)
(委託銀行の商号)

(記載上の注意)

「委託銀行の商号」には、委託銀行（銀行法第 2 条第 17 項第 2 号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。二以上の委託銀行があるときは、全ての委託銀行の商号を記載すること。

別紙様式第 19 号の 3 (第 34 条の 63 の 63 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

電子決済等取扱業に関する報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日

主たる営業所の所在地

[様式を加える。]

[様式を加える。]

商号

代表者の氏名

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 法第52条の60の4第1項の登録申請書又は第52条の60の7第2項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 登録年月日及び登録番号

2 電子決済等取扱業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

3 委託銀行

委託銀行名		電子決済等取扱業の業務の内容
委託契約 年月日		

(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄は、当期末現在における委託銀行（法第2条第17項第2号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載

すること。

- 「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

#### 4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 本表は、当期末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

#### 5 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託銀行名	電子決済等 取扱業の業務の内容

(記載上の注意)

- 「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。
- 適宜地区別に区分して記載すること。

6 電子決済等取扱業の実施状況

(1) 法第2条第17項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：千円、件)

委託 銀行名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合 計 (その他を 含む。)	
	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載すること。

(2) 法第2条第17項第2号に掲げる行為に係る業務 (単位：件)

委託 銀行名	流動性預金	うち 当座預金	定期性預金	合 計 (その他を 含む。)
	件数	件数	件数	件数

合 計				
-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第2条第17項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託銀行名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第19号の4 (第34条の63の63第1項関係)

(日本産業規格A4)

電子決済等取扱業に関する報告書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

年 月 日

国内における  
主たる営業所の所在地  
商号  
日本における  
代表者の氏名

[様式を加える。]

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 法第 52 条の 60 の 4 第 1 項の登録申請書又は第 52 条の 60 の 7 第 2 項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第 52 条の 60 の 3 の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該法令に準拠してこれに相当する行為を営む者であることを表示すること。

2 電子決済等取扱業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

3 委託銀行

委託銀行名		電子決済等取扱業の業務の内容
委託契約 年月日		

--	--	--

(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄は、当期末現在における委託銀行（法第2条第17項第2号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）の商号を記載すること。
- 2 「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「役員」欄は、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含んだ員数を記載すること。
- 3 「使用人」欄は、臨時雇用及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託銀行名	電子決済等 取扱業の業 務の内容


(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 国内における営業所についてのみ記載すること。

6 電子決済等取扱業の実施状況

(1) 法第2条第17項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：千円、件)

委託 銀行名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合 計 (その他を 含む。)	
	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載する

こと。

(2) 法第2条第17項第2号に掲げる行為に係る業務 (単位：件)

委託 銀行名	流動性預金	うち 当座預金	定期性預金	合 計 (その他を含 む。)
	件数	件数	件数	件数
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第2条第17項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託銀行名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

備考 表中の [ ] の記載は任意である。